

令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会

令和5年7月27日(木)午後1時~午後2時
京都労働局6階会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (2) 令和5年度 京都地方最低賃金審議会専門部会の委員の任命について
- (3) 京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見について
- (4) 中央最低賃金審議会 目安審議の状況について
- (5) 前回提出資料の補足説明について
- (6) 京都地方最低賃金審議会の公開について

提出資料

No. 1	令和5年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出一覧表	p. 1
No. 2	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金 改正申出書（写）	p. 2
No. 3	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金 改正申出書（写）	p. 4
No. 4	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 6
No. 5	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 8
No. 6	京都府自動車（新車）小売業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 10
7	京都府百貨店、総合スーパーの最低賃金 決定申出書（写）	p. 12
8	令和5年度 京都府最低賃金専門部会 委員名簿	p. 13
9	意見発表届（写） 京都地方労働組合総評議会	p. 14
10	意見発表届（写） 全労連全国一般労働組合京都地方本部	p. 17
11	意見発表届（写） 全日本建設交通一般労働組合京都府本部	p. 20
12	意見発表届（写） ユニオンネットワーク・京都	p. 25

- 13 署名 ユニオンネットワーク・京都 p.29
(5/15 提出 179 筆 7/4 提出 82 筆)
最低賃金「全国どこでも1500円」の早期実現を求める署名
- 14 署名 京都地方労働組合総評議会(京都総評) p.32
(7/20 及び7/26 提出 10,953 筆(WEB 含む))
最低賃金1,500円への引き上げと中小企業支援策の抜本改善を求める
請願

令和5年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出一覧表

京都労働局賃金室

令和5年7月24日作成

	最低賃金の件名	申出者	A 協約 適用又 は合意 者数 (人)	B 適用 労働者 数 (人)	A / B (%)	申出 ケース	改正・ 新設・ 廃止	申出 年月日
1	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	678	2,125	31.9	労働協約	改正	R5.7.24
2	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	4,205	14,000	30.0	同上	同上	同上
3	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本 敏明	16,326	27,897	58.5	同上	同上	同上
4	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都輸送用機械連絡会議 議長 松山 裕二	4,532	8,888	50.9	同上	同上	同上
5	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	最賃京都新車小売業関連連絡会議 議長 松山 裕二	2,731	5,195	52.5	公正競争	同上	同上
6	京都府百貨店・総合スーパー	京都小売最賃連絡会 代表幹事 師玉 憲治郎	6,673	9,114	73.2	労働協約	新設	同上

注 ・京都府自動車（新車）小売業最低賃金のB（適用労働者数）については、「平成28年経済センサス活動調査、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・A/B（%）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

2023年7月24日

京都労働局
局長 赤松 俊彦 様



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、京都府金属素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業の最低賃金改定の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
京都府金属素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業を営む使用者に使用される労働者。
678名
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲。
京都府金属加工素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業を営む使用者に使用されている労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
 - ① 18才未満または65才以上の者。
 - ② 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
 - ③ 部分品の組立または加工の業務の内、手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機を用いて行う組線、取り付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者。
 - ④ 清掃、片付けまたは、まかないの業務に主として従事する者。
 - ⑤ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取りそろえ、または洗浄の業務に主として従事する者。
 - ⑥ 塗装もしくはメッキにおけるマスクング、またはさび止め処理の業務に主として従事する者。
 - ⑦ 書類等の事業場内集配または複写の業務に主として従事する者。

なお、「技能習得中のもの」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合「技能育成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- イ) 当該業務に従事した経験が無い者では直ちに通常の業務遂行が期待できない業務について認められること。
- ロ) 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ハ) 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ニ) 技能養成を実施する担当者または責任者が決められていること。

2, 125名



3. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名
京都府金属加工素形材製品、ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業最低賃金。
4. 申し出の内容
左記2の基幹的労働者に適用される最低賃金改定の決定を求める。なお、最低賃金額については、最低法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。
5. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 678名

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	678名
金属製品製造業を営む使用者に使用されている労働者数	2,125名
	= 31.9%

最も低い労働協約の金額=1,000円/時間
現在適用されている法定最低賃金額=968円/時間

6. 添付資料
- ①京都府金属製品製造業の事業所数と労働者数の概数
 - ②最低賃金の必要性に合意するもの内訳
 - ③最低賃金に関する労使協定の適用を受けるもの内訳
 - ④労使協定の写し
 - ⑤申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
 - ⑥月額協定事業所における月間所定労働日数および一日の所定労働時間

以上

2023年 7月24日

京都労働局
局長 赤松 俊彦 様



申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、はん用・生産用・業務用機械器具製造業（京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業その他のはん用機械・同部品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業）の最低賃金改定の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
はん用・生産用・業務用機械器具製造業
（京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業その他のはん用機械・同部品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、建設機械・鉱山機械製造業）

4, 205名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲。
はん用・生産用・業務用機械器具製造業を営む使用者に使用されている労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
- ① 18才未満または65才以上の者。
 - ② 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
 - ③ 部分品の組立または加工の業務の内、手作業によりまたは手工具もしくは小型動力機を用いて行う組線、取り付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者。
 - ④ 清掃、片付けまたは、まかないの業務に主として従事する者。
 - ⑤ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取りそろえ、または洗浄の業務に主として従事する者。
 - ⑥ 塗装もしくはメッキにおけるマスキング、またはさび止め処理の業務に主として従事する者。
 - ⑦ 書類等の事業場内集配または複写の業務に主として従事する者。

なお、「技能習得中のもの」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合「技能育成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- イ) 当該業務に従事した経験が無い者では直ちに通常の業務遂行が期待できない業務について認められること。
- ロ) 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ハ) 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ニ) 技能養成を実施する担当者または責任者が決められていること。

14, 000名



3. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名
はん用・生産用・業務用機械器具製造業最低賃金。

4. 申し出の内容
左記2の基幹的労働者に適用される最低賃金改定の決定を求める。なお、最低賃金額については、最低法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,205名

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 4,205名
はん用・生産用・業務用機械器具製造業を営む使用者に使用されている労働者数14,000名
＝30.0%

最も低い労働協約の金額＝975円/時間
現在適用されている法定最低賃金額＝968円/時間

6. 添付資料

- ①京都府金属製品製造業の事業所数と労働者数の概数
- ②最低賃金の必要性に合意するもの内訳
- ③最低賃金に関する労使協定の適用を受けるもの内訳
- ④労使協定の写し
- ⑤申し出に関する合意および申請代表者に対する委任状
- ⑥月額協定事業所における月間所定労働日数および一日の所定労働時間

以上

2023年7月24日

京 都 労 働 局
局 長 赤 松 俊 彦 殿

最賃京都機械総業連絡会議
議 長 山 合 全 京 敏 明



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、京都府の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 約16,326名。

2、最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

1. 18歳未満又は65歳以上の者。
2. 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
4. 部品の組み立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務。
5. 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取揃え又は洗浄の業務。
6. 塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防錆処理の業務。
7. 書類等の事業場内集配又は複写の業務。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

- (イ) 当該事業に従事した経験がない者は、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。
従って、離転職者を含めある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- (ロ) 職場内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- (ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- (ニ) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。



3、改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

4、申し出の内容

上記3、の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 16,326名

京都府における電気機械器具製、情報通信機械器具、電子部品・デバイス造業を営む使用者に使用される労働者数 27,897名

= 58.5%

最も低い労働協約の金額・・・時間額 1089円

現在適用されている法定最低賃金額

(時間額 986円)

6、添付書類

- 1、 京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況
- 2、 最低賃金の必要性に合意する者の内訳
- 3、 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の内訳
- 4、 労使協定の写し
- 5、 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以 上

2023年 7月24日

京都労働局長
赤松 俊彦 殿

最賃京都輸送用機械連絡会
議長 松田 裕二



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府輸送用機械器具、建設機械、
鉱山機械製造業の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の
通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業（自転車・
同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。
4,532人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業（自転車・
同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げ
る者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具も
しくは、小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ
取り業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取り揃え又
は洗浄の業務
 - ニ 塗装もしくはメッキにおけるマスクング又は防錆処理の業務
 - ホ 手作業により又は手工具もしくは小型動力機を用いて行う簡易な
錆び止め、錆び落とし又は塗装業務
 - ヘ 書類などの事業場内集配又は複写の業務



3. 改正を申し出る最低賃金の件名

京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,532名

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,532名

輸送用機械製造業を営む使用者に使用されている労働者数 8,888名

= 50.9%

最も低い 労働協約の金額 = 1036円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 993円

6. 添付書類

- (1) 京都府における事業所数と従業員数の概要。
- (2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。
- (3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。
- (4) 労働協約の写し。
- (5) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

2023年7月24日

京都労働局長
赤松 俊彦 殿

最賃京都新車小売業関連連絡会議



議長 松山 裕二

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府自動車（新車）小売業、の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類I-5911）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。
2, 731人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類I-5911）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。
但し、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。ただし、自動車整備の業務に主として従事するものは、雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 洗車、ワックスかけまたは駐車場内整理の業務
 - ハ 受付補助または書類等の事業所内集配、複写もしくは転記の業務
3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
京都府自動車（新車）小売業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

(1) 当該産業における事業の公正競争確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね1/3以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 731名

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と
機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 731名

自動車(新車)小売業(日本標準産業分類I-5
911)のうち、自動車メーカー(販売子会社及び
日本法人を含む)と新車販売契約を結んでいる
ディーラーを営む使用者に使用される労働者 5, 195名
= 52.5%

最も低い 労働協約の金額 = 1, 079円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 968円

(2) 申出産業は京都府において、販売額、従業員数等からみてもウェイトが高く、府内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費等地域経済においても重要性をもっている。

(3) 当該産業の最低賃金は、産業の魅力や人材の確保などの観点からも当該最低賃金の改正が必要である。

6. 添付書類

(1) 京都府における事業所数と労働者数の概要。

(2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。

(3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。

(4) 最低賃金改正決定の機関決議が行われた労働組合名と構成員数。

(5) 労働協約の写し、または機関決定の写し。

(6) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

以上

2023年 7月24日

京都労働局
局長 赤松俊彦 殿

京都小売最賃連絡会
代表幹事 師玉 憲治郎

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーの最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者6,673名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者9,114名。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇い入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
 - ② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
 - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	6,673名	
各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者	9,114名	
	= 73.2%	> 2分の1以上
最も低い労働協約の金額	1,015円	
現在適用されている法定最低賃金額	968円	

6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し



－ 以 上 －

令和5年度 京都府最低賃金専門部会 委員名簿

令和5年7月25日任命

	氏名	現職
公益代表委員	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 副会長
	ニシムラ ヨシコ 西村 佳子	京都産業大学 経済学部 教授
	ミツヤマ マサコ 三山 雅子	同志社大学 社会学部 教授
労働者代表委員	オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都職員 連合京都女性委員会 事務局次長
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U A ゼンセン 京都府支部 次長
	マツヤマ ユウジ 松山 裕二	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長 連合京都会長代理
使用者代表委員	イシガキ カスヤ 石垣 一也	一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長
	コヤマ テツジ 小山 哲史	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカシバ シンケイ 深沢 信介	株式会社ワコール 執行役員 人事部長

(五十音順)

意見発表届

会議名	令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会	
日時	令和5年7月27日(木) 午後1時 開会	
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)	
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属	京都地方労働組合総評議会	
職氏名	事務局長 柳生 剛志	
連絡先	名称	京都地方労働組合総評議会
	所在地	京都府京都市中京区壬生仙念町 30-2
	電話	075-801-2308
発言要旨	労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の抜本的拡充を求めます。 詳細別紙	
上記審議会の傍聴希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和 5 年 7 月 20 日

(届出団体) 京都地方労働組合総評議会

(届出者氏名) 柳生 剛志

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2023年7月20日

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 様

京都地方労働組合総評議会
事務局長 柳生 剛志

労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の 大幅引き上げと中小企業支援の抜本的拡充を求めます

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第25条5項にもとづき意見表明します。

なお、京都府最低賃金審議会として独自性を発揮した積極的な審議、とりわけ、生計費原則と現情勢下で最低賃金に求められる役割を重視した審議を求めます。

記

- 一、京都府最低賃金を大幅に引き上げ、社会生活の維持に必要とされる額へと改善するとともに、京都をはじめ全国各地で実施されている最低生計費試算調査結果で明らかとなった時間額 1,500 円以上の水準に引き上げられること。
- 一、最低賃金引き上げによる経済波及効果試算調査結果をもとに、経済戦略としても最低賃金を位置づけ、引き上げられること。
- 一、最低賃金の大幅引き上げの環境を整備すべく、生産性向上の要件が厳しく中小企業が事実上活用できない「業務改善助成金」を改善し、社会保険料の事業主負担の減免など賃金支払いに直接資する制度を創設するとともに、予算の大幅な増額を国に求めること。
- 一、審議会については、専門部会も含めて公開とすること。

【趣旨】

政府は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」にて、最低賃金を「今年は全国加重平均 1,000 円の達成を含め、しっかりと議論を行う。また、地域間格差は、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」としています。しかし、政府の言う加重平均 1,000 円を達成しても、この間の物価高騰に対してすら十分に太刀打ちできず労働者の生活を抜本的に向上することは困難です。

京都総評が発表した最低生計費試算調査【添付資料①】で、20代の若者が京都で一人暮らしをしながら「普通に暮らす」ためには、生活費として月額 24 万円以上、時間額 1,600 円以上が必要であることが明らかになりました。全国の調査でも同様の結果が出ています(添付資料参照)。しかし、今の京都府最低賃金は時間額 968 円です。これでは、月収約 16 万円・年収 200 万円程度(月 173.8 時間で換算)にしかありません。少なくとも時間額 1,500 円以上にすることが必要です。

最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年に 14.2%となり、09 年の 7.5%から 10 年で倍増しています。今こそ、最低賃金の引き上げを行い、個人消費の拡大を通じた経済再建を進めることを経済対策の根幹に据えることが必要です。

今年の 2 月に、一財)労働運動総合研究所が、「最低賃金が全国一律 1500 円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」との最賃引き上げに伴う経済波及効果の試算【添付資料②】を発表しました。表にありますように、GDP を 1.9%、10.5 兆円押し上げ、常勤換算で 106 万人分の雇用創出、税収が 2 兆円増加し、京都でも、府内生産額を 2,882 億円引き上げ、16,400 人の雇用創出、税収が

329 億円増加するとの内容です。最賃引き上げによって個人消費が増加し、地域経済活性化の道が拓かれます。最賃引き上げが、労働者にとっては生活改善、事業者にとっては業績改善のウィンウィンの連関になると同時に、不況打開の出口戦略として重要な政策であると考えます。

【表】	
全国	京都
*GDP 1.9%・10.5兆円UP	*府内生産額 2,882億円UP
*雇用創出 106万6000人	*雇用創出 16,400人
*税込 2兆円UP	*税込 329億円UP
*時給1,500円未満で働く 約2,257万人に 平均41,400円の賃上げ	*時給1,500円未満で働く 約39万人に 平均39,000円賃上げ

出典；一財)労働運動総合研究所 「最低賃金が全国一律 1500 円になったら 生活はどう変化し、経済はどう変わるか」(2023年2月)より

また、コロナ5類への変更に伴う、経済活動の再開のなかで、人手不足が深刻になっています。昨年までの深刻なコロナ禍による経済から脱しつつあるなか、人材確保や国際競争力の維持の観点からも、最低賃金の大幅な引き上げは不可欠です。

ただし、最低賃金を引き上げるには、中小企業が経営不安に陥ること無く安定的に賃上げできるような、中小企業への支援策の抜本的な転換・拡充が必要です。しかし、現行の業務改善助成金は、昨年度の答申に「助成制度として極めて不十分」とありますように、生産性向上の要件が厳しく、生産性向上を要件としない助成金制度や社会保険料の事業主負担の軽減などの抜本的支援策を至急講じることや予算の大幅増額が不可欠です。

昨年度の京都地方最低賃金審議会の答申にて、「真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』及び「中小企業・小規模事業者の生産性向上、経営力向上のための減税、社会保険料の負担軽減措置や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、中小企業の負担を直接的に軽減する方策の推進」、**「国は具体的な支援策を目安額とセットで提示すべきである」と言及されたことは、大変重要な内容であり、本年度の審議会でも引き続きその見識の発揮と国への意見表明を強く求めるものです。**

山形県では、経済団体・行政・労働団体の連名で「価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言」【添付資料③】を発表しました。「賃金の引き上げに繋げることを獲得目標とし、「賃上げできる環境整備」の必要性や「価格転嫁の円滑化」に言及しています。京都においても、経済団体・行政・労働団体が、賃上げとその環境整備に向けて共同されることを切に願います。

前述の最低生計費試算調査は全国各地で取り組んでおり、いずれの都道府県でも出費科目の違いはあっても、1,500円から1,600円が必要との結果が出ています。そして、最賃額の地域格差が労働人口の流動に影響を及ぼしていることが指摘されています。B ランクトップである京都がランク間の格差是正に貢献する上乗せ答申を発出されることを要望するものです。

最後に、中央最低賃金審議会目安全協報告にて、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開する」との趣旨に基づき、専門部会を含めた審議会の公開を求めます。

以上

- 添付資料 ①「2019年最低生計費試算調査報告書」京都総評
 ②「最低賃金が全国一律1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」一財)労働運動総合研究所 抜粋
 ③「価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言」山形県

意見発表届

会議名	令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会	
日時	令和5年7月27日(木)午後1時 開会	
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)	
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属	全労連全国一般労働組合京都地方本部	
職氏名	書記長 林 眞也	
連絡先	名称	全労連全国一般労働組合京都地方本部
	所在地	〒604-8854 京都府京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
	電話	075-801-3982
発言要旨	① 最低賃金で働く労働者の実態 ② 新入社員の実態 ③ 最低賃金の引き上げの必要性	
上記審議会の傍聴希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和5年7月20日

(届出団体) 全労連全国一般労働組合京都地方本部

(届出者氏名) 林 眞也

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2023年7月27日

京都地方最低賃金改定に関する意見陳述

全労連・全国一般労働組合京都地方本部
書記長 林 眞 也

審議委員会の皆様には、日頃より労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。また、本日はこの場での意見陳述をさせて頂き、ありがとうございます。私は、全労連・全国一般労働組合京都地方本部で書記長をしています林眞也と申します。全国一般は様々な中小企業で働く仲間組織しています。

本日、皆様に訴えたい私の意見は3つです。

- ①最低賃金で働く労働者の実態
- ②新入社員の賃金の実態
- ③最低賃金の引き上げの必要性

まず1つ目の最低賃金で働く労働者の実態ですが、私は15年ほど自動車教習所で正社員の指導員として働いてきました。昨年の4月から専従として京都地本で働いていますが、それまで最低賃金で働いている人の実態が分からなかったです。しかし、労働相談をしているうちにその実態が少しずつ見えてきました。あるゴルフ場で働く労働者は、現在も最低賃金の968円で働いています。賃金が上がるのは最低賃金が上がった時のみでそれ以外で昇給はありません。当然勤続給もありません。また、その職場の正社員はこの13年程、定期昇給もありません。この賃金では生活できないという事で、今回相談に来られました。他にも清掃をされていた方ですが、970円の賃金で働かれていましたが、年齢が75歳で子供さんに病気があり、年金だけでは生活できないので、1日8時間労働をされていました。今回、体力的なものも理由で退職されましたが、この先どうしようと最後までおっしゃっていました。

また、2つ目の新入社員の賃金ですが、私も入社当時、経営改善として、入社後15年で正規の基本給になるようになっていました。現在は、最低賃金以下になるという事で、15年が5年に変更されましたが、1年目の閑散期は手取り12万円ほどでした。友達に遊びやご飯に呼ばれてもお金が無いので断っていました。職場の先輩から誘われた時は、出してもらえたので参加していました。

現在の高卒初任給が平均184,600円。大卒が233,600円です。あくまで平均ですので、それ以下の所もあります。人手不足等により、初任給を上げる企業もありますが、残念ながらそれが出来ない中小企業も多々あります。最低賃金を上げることで初任給の引き上げにもつながります。

最後の3つ目、最低賃金の引き上げの必要性です。現在の最低賃金やプラス数円で働いて

いる労働者がいます。京都総評が実施した、2019年の最低生計費試算調査でも、京都で生活しようと思えば月額245,785円、時給1,639円必要という調査結果が出ています。2019年より消費者物価指数は4.0%上昇しているのです、その時の調査から見ても今の968円では生活出来ません。

政府は、現在リスクリングやスキルアップの支援強化をしていますが、すべての労働者が出来るわけでもなく、ゴルフ場や清掃で働いている人が他の賃金の高い所に就職しても、ゴルフ場や清掃をする人は必要です。これは解決策ではないと私は思います。また、教習所時代生徒から話を聞くと、例えば将来保育士になりたいけど、給料が安いので諦めようかなと考えていますという声も聞きました。将来の夢があっても、現実それでは生活できないと気付き諦めるのは、残念でなりません。だからこそ、8時間働けば普通に暮らせる賃金、1,500円以上が必要です。

また、教習生の多くは地方から京都に來られていて、将来地元に戻るか聞くと、帰りたいけど地元では賃金が安いので働けないと聞きます。だからこそ、全国一律の最低賃金が必要です。

政府は、「貯蓄から投資へ」資産所得倍増計画を打ち上げていますが、最低賃金で働いている人は、貯蓄や投資以前に毎月の生活でいっぱいです。お金に余裕があれば投資できますが、そんな余裕はありません。

最低賃金を引き上げる話になると、経営者はそんな原資は無いと言います。中小企業が厳しいのも理解はできます。だからこそ、中小企業支援策の抜本的な見直しが必要です。

どうか、京都の最低賃金を1,500円以上にさせていただきますよう、今年度の引上げ額を答申して頂きたいと思います。

意見発表届

会議名	令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会	
日時	令和5年7月27日(木) 午後1時 開会	
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)	
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属	全日本建設交運一般労働組合京都府本部	
職氏名	書記長 早田武彦	
連絡先	名称	全日本建設交運一般労働組合京都府本部
	所在地	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
	電話	075-801-7839
発言要旨	別紙 意見書、資料	
上記審議会の傍聴希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和5年7月20日

(届出団体) 全日本建設交運一般労働組合京都府本部

(届出者氏名) 書記長 早田武彦

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



京都最低賃金審議会 意見書

建交労京都府本部 早田武彦

労働者の生活費を踏まえた最低賃金の設定について。労働者の生活費を考慮した最低賃金の設定が必要です。生活費を踏まえた最低賃金の設定は物価高を上回ることにより、労働者の生活水準が改善され健康に暮らせる最善の方法です。

1. 高齢者や低年金者の方々に対する最低賃金の引き上げについて。

高齢者や低年金者の方々の生活水準を維持するため、最低賃金の引き上げが必要です。高齢者のアンケート「事業団などで働くみんなの要求アンケート」集計結果では、年金を受給している65.3%、生活実感は「かなり苦しい」20.8%、やや苦しい37.5%となっており、生活実感は厳しい状況です。年金の種類は国民年金が22%、5万円未満は14.7%であり、生活実感を証明しています。年齢層は70代が41.6%を占めており、1日の就労時間は平均5.7時間、月平均15.8日は89,000円の収入になります。

高齢者の生活費について、京都総評が研究者と連携して調査した結果、高齢者夫婦（男性75歳、女性70歳）が1DKの賃貸アパートで1か月暮らした場合の最低生計費は312,135円と試算されており、公的年金だけではとても生活できないこととなります。年金受給者の中で5万円以下の国民年金受給者が約2,000万人、働かなければ生活できない高齢者が今後ますます増えていくことが予想されます。高齢者の労災事故の増加はそれらが影響しているものです。高齢者や低年金者にも生活水準を維持するための十分な収入を保障する最低賃金の引き上げは必要です。

2. パート・アルバイトなど最低賃金付近で働くひとについて。

パート・アルバイトで働く人のアンケートの生活実感は、「かなり苦しい」24.2%、「やや苦しい」42.7%となっており、生活実感は厳しい状況です。年齢層は50才代・60才代以上が54.6%を占めています。年収平均は264万円、就労時間6.1時間（8時間以上が20.2%）、時給1,054円です。低賃金の実態がアンケートでも明らかになっています。パート・アルバイトで働く人は最低賃金の引き上げが賃上げと直結しています。生活水準を維持・向上のためにも物価高を上回る最低賃金の引上げが必要不可欠です。

3. 最低賃金引き上げに反対する意見について。

小規模事業者には大きな負担がかかるという意見があります。特に、利益率の低い業種や、経営が苦しい企業にとっては、最低賃金引き上げが経営に与える影響が大きくなると考えられます。最低賃金が上がった分、労働時間を短くする事業者も出てくるでしょ

う。事業の生産性の向上がないのに賃金水準は引き上げられないという意見もあります。技術革新や人材育成の努力を最低賃金引き上げの人質にすることは的外れです。経営状況によっては最低賃金引き上げを実施できない場合もあります。それには、中小零細企業に最低賃金引き上げに対する補助金や社会保険料減免、消費税減税などの検討をおこない、経営を支援する施策を同時に行う必要があります。

まとめ

低所得者層の生活向上や消費の拡大などのメリットもあり経済成長を促進する方向に舵を切るべきです。最低賃金引き上げは、多くの高齢者やパート・アルバイトなど最低賃金で働くものには唯一の賃上げの場です。時給 1500 円以上の実現と小規模事業経営を支援する施策を同時に行うことを求めます。

2023年春闘「働くみんなの要求アンケート 一般・パート」集計結果

都道府県本部名: 全体
 支部・分会名: 全体
 集計数: 4021人分

更新日: 2023年05月08日

都道府県: 全国

A. 性別	実数	構成比
1 男	1890	47.0
2 女	2110	52.5
無回答	21	0.5

B. 年齢	実数	構成比
1 10代	35	0.9
2 20代	391	9.7
3 30代	557	13.9
4 40代	827	20.6
5 50代	1092	27.2
6 60代以上	1100	27.4
無回答	19	0.5

C. 賃金の決め方	実数	構成比
1 月給制	2511	62.4
2 日給制	263	6.5
3 時給制	1090	27.1
無回答	157	3.9

D. 雇用形態	実数	構成比
1 正社員(正職員)	1712	42.6
2 フルタイム有期・無期契約(契約社員、準社員、無期転換など)	263	6.5
3 パート・アルバイト・臨時(短時間勤務30時間/月未満)	1581	39.3
4 派遣労働者	81	2.0
5 個人請負・業務委託・フリーランスなど	37	0.9
6 継続雇用(再雇用・再任用)	210	5.2
7 その他(無職含む)	69	1.7
無回答	68	1.7

E. ダブルワーク	実数	構成比
1 している	354	8.8
2 していない	3546	88.2
無回答	121	3.0

F. 組合	実数	構成比
1 建交労の組合員	935	23.3
2 他労組の組合員	940	23.4
3 組合はあるが加入していない	780	19.4
4 組合はない	902	22.4
5 わからない	419	10.4
無回答	45	1.1

《問1-1》生活実感	実数	構成比
1 かなり苦しい	972	24.2
2 やや苦しい	1718	42.7
3 まあまあだ	1145	28.5
4 ややゆとりがある	130	3.2
5 かなりゆとりがある	22	0.5
無回答	34	0.8

《問1-2》年収前年比	実数	構成比
1 増えた	588	14.6
2 変わらない	1894	47.1
3 減った	1390	34.6
無回答	149	3.7

《問1-3》年収	実数	構成比
1 100万円未満	572	14.2
2 100万円以上～200万円未満	998	24.8
3 200万円以上～300万円未満	881	21.9
4 300万円以上～400万円未満	827	20.6
5 400万円以上～500万円未満	377	9.4
6 500万円以上～600万円未満	165	4.1
7 600万円以上～700万円未満	78	1.9
8 700万円以上～800万円未満	38	0.9
9 800万円以上～900万円未満	15	0.4
10 900万円以上～1,000万円未満	2	0.0
11 1,000万円以上	6	0.1
無回答	62	1.5
平均値	264.8 万円	

《問1-4》1日の就労(労働)時間	実数	構成比
1 3時間未満	72	5.3
2 3～4時間台	272	20.1
3 5時間台	214	15.8
4 6時間台	190	14.0
5 7時間台	297	22.0
6 8時間以上	273	20.2
無回答	35	2.6
平均値	6.1 時間	

※「C. 賃金の決め方」で「2 日給制」「3 時給制」を選択したものから抽出

《問1-5》時間給	実数	構成比
1 800円未満	26	1.9
2 800円台	108	8.0
3 900円台	491	36.3
4 1000円台	324	23.9
5 1100円台	119	8.8
6 1200円台	93	6.9
7 1300円台	47	3.5
8 1400円台	34	2.5
9 1500円以上	66	4.9
無回答	45	3.3
平均値	1057.2 円	

※「C. 賃金の決め方」で「2 日給制」「3 時給制」を選択したものから抽出

《問2-1》賃上げ要求(月額)	実数	構成比
1 1千円	100	4.0
2 3千円	144	5.7
3 5千円	309	12.3
4 1万円	484	19.3
5 2万円	186	7.4
6 3万円	411	16.4
7 4万円	198	7.9
8 5万円	345	13.7
9 6～7万円	28	1.1
10 8～9万円	19	0.8
11 10万円以上	127	5.1
無回答	160	6.4
平均値	27338.2 円	

※「C. 賃金の決め方」で「1 月給制」を選択したものから抽出

2023年春闘「働くみんなの要求アンケート 一般・パート」集計結果

都道府県本部名：全体
 支部・分会名：全体
 集計数：4021人分

更新日：2023年05月08日

都道府県：全国

《問2-2》賃上げ要求(時間給)	実数	構成比
1 30円未満	32	2.9
2 30円	44	4.0
3 50円	150	13.8
4 80円	13	1.2
5 100円	331	30.4
6 150円	80	7.3
7 200円	138	12.7
8 300円	99	9.1
9 400円以上	154	14.1
無回答	49	4.5
平均値	167.5	円

※「C. 賃金の決め方」で「3時給制」を選択したもののから抽出

《問2-3》賃上げ要求(日給)	実数	構成比
1 100円	8	3.0
2 250円	14	5.3
3 500円	37	14.1
4 1,000円	54	20.5
5 1,500円	18	6.8
6 2,000円	25	9.5
7 2,500円	9	3.4
8 3,000円以上	49	18.6
無回答	49	18.6
平均値	1510.7	円

※「C. 賃金の決め方」で「2日給制」を選択したもののから抽出

《問3-1》労働契約文書	実数	構成比
1 はい	2287	56.9
2 口頭のみ	702	17.5
無回答	1032	25.7

《問3-2》雇用契約期間	実数	構成比
1 3ヶ月以内	50	1.2
2 6ヶ月以内	209	5.2
3 1年以内	856	21.3
4 3年以内	33	0.8
5 3年以上	85	2.1
6 期限の定めなし	309	7.7
無回答	2479	61.7

《問3-3》勤務年数	実数	構成比
1 1年未満	257	6.4
2 1年以上～3年未満	496	12.3
3 3年以上～5年未満	506	12.6
4 5年以上～10年未満	831	20.7
5 10年以上～15年未満	570	14.2
6 15年以上	1104	27.5
無回答	257	6.4
平均値	8.8	年

《問4》仕事への不満や不安	実数	構成比
1 賃金が安い	2242	58.3
2 労働時間が長い	635	16.5
3 労働時間が短い	218	5.7
4 休暇が取れない	515	13.4
5 雇用契約を更新されないのではないかと	389	10.1
6 職場や仕事なくなるのではないかと	501	13.0
7 仕事がきつい	668	17.4
8 正社員を希望しているがなれない	126	3.3
9 正規・非正規の賃金・労働条件などの格差	440	11.4
10 同僚・上司との人間関係	557	14.5
11 労働条件が守られない	72	1.9
12 ただ働きがある	305	7.9
13 人手が足りない	1241	32.3
14 技術・経験が継承されていない	255	6.6
15 職場のコロナ感染防止対策が不十分	141	3.7
16 福利厚生が充実していない	283	7.4
17 夜勤が多い	96	2.5
18 退職金がない・少ない	646	16.8
19 成果・能力主義、人事評価が強まっている	127	3.3
20 パワハラ・セクハラなどハラスメントがある	322	8.4
21 その他	67	1.7
22 なし	428	11.1

※構成比は無回答を除く

《問5》政府に対する要求	実数	構成比
1 憲法改憲反対、戦争法・自衛隊法など、平和と民主主義の擁護、核兵器廃絶、辺野古新基地建設反対、米軍基地撤去	627	16.5
2 長時間労働の解消、労働安全衛生強化、裁量労働制の拡大反対	675	17.7
3 最低賃金引き上げ・全国一律制導入、地域間格差の解消、公契約法・条約制定、均等待遇の実現	1529	40.2
4 ジェンダー平等の推進、実効あるハラスメント禁止法の制定	251	6.6
5 雇用の安定、雇用によらない働き方の無制限な拡大反対、解雇の金銭解決制度の阻止	521	13.7
6 景気・物価対策、中小企業振興	1381	36.3
7 消費税廃止・引き下げ、大企業・富裕層への課税強化	1893	49.8
8 年金・生活保護制度の拡充、失業者の生活保障	1376	36.2
9 医療・介護・保育の充実	1728	45.4
10 地域経済の活性化、持続可能な地域づくり	271	7.1
11 返済不要の給付制奨学金の拡充、教育費無償化拡大、20人以下学級の実現、民主的な教育の実現	549	14.4
12 気候変動対策、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換	297	7.8
13 震災復興、防災対策、原発事故の損害賠償	187	4.9

※構成比は無回答を除く

意見発表届

会議名	令和5年度第2回 京都地方最低賃金審議会	
日時	令和5年7月27日(木) 午後1時 開会	
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451)	
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属	ユニオンネットワーク・京都	
職氏名	事務局長 服部 恭子	
連絡先	名称	ユニオンネットワーク・京都
	所在地	京都市南区東九条上御霊町64-1 アンビシャズ梅垣ビル1F
	電話	075-691-6191
発言要旨	1. 最低賃金を時間額 1500 円とするよう求める。 2. 全国どこでも同じ最低賃金にすることを求める。 3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行することを求める 4. 審議の全面公開と議事録の早期(1週間程度)公開を求める。 5. 「労働者とその家族の必要」を満たす水準を実現するよう求める。 6. 答申の判断材料に国際的な水準を加えることを求める。	
上記審議会の傍聴希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和 5 年 7 月 2 日

(届出団体) ユニオンネットワーク・京都

(届出者氏名) 服部 恭子

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



ユニオンネットワーク・京都
事務局 服部 恭子
連絡先 〒 601 - 8015
京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1
アンビシャス梅垣ビル1F
TEL 075-691-6191
FAX 075-691-6145

意見陳述書

2023年7月21日

1 最低賃金を時間額 1500 円とするよう求める。

最低賃金の水準が低すぎます。非正規雇用労働者が増加し、労働人生のすべての期間を非正規雇用で働く労働者、世帯主で非正規の労働者も増えています。

「非正規雇用」は決して“補助的な労働”や“小遣い稼ぎ”ではありません。「フルタイムパート」など正社員と変わらない所定労働時間の労働者も少なくありません。また正社員でも高卒初任給はほぼ最低賃金の水準で決定されています。

静岡県立大学短期大学部中澤秀一准教授観衆の最低生計費試算調査でも全国どこでも必要生計費にほとんど差はなく、時給で1500円以上必要となっています。

現在、京都府の最低賃金は968円ですが、この最低賃金で年間2000時間働いても193.6万円の年収です。ワーキングプアと呼ばれる年収200万円にも満たない年収です。ちなみに年収200万円以下をワーキングプアと呼び始めたのは2000年ごろだったと思うのですが、以来20年以上ずっと200万円のままです。実質賃金が下がり続けているのと同様に「ワーキングプア」もどんどん貧しくなっています。国税庁の民間給与の実態調査(2021年)では2割以上の労働者が200万円以下の給与です。最低賃金が1500円になれば、年収は300万円となります。同じ調査で36%の労働者がこれに含まれています。最低賃金の影響は極めて大きくなっています。

早期に最低賃金1500円を実現すべきです。

2 . 全国どこでも同じ最低賃金にすることを求める。

今年4月の中央最低賃金審議会目安全員協議会は従来の4ランク制を3ランク制にすることを発表しました。しかしそれだけで地方の格差がなくなるわけではありません。岸田首相は「(加重平均)1000円以上」と主張していますが、加重平均を意識することで、大都市部の最低賃金が上がり、地方が取り残されて格差が開き続けてきた歴史を踏

まえるならば、B/C ランクの大幅な引き上げこそが必要です。少なくとも今年度は1000円未満の最低賃金をなくすようにすべきです。

毎年のように訴えています。日本郵便や大手スーパー、コンビニエンスストア、居酒屋チェーン、衣料チェーンなど同じ資本系列で同じ就業規則、同じマニュアルで働いている多くの非正規雇用労働者がいます。誰もが、旅行や出張で駅を降りた途端に、どこでも見るような店舗の看板を目にする機会があると思います。しかしその中で働く労働者は場所が違えば時給が全く異なります。同一労働同一賃金の原則に反した差別としか言いようがありません。

全国一律の最低賃金を早期に実現すべきです。

3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行することを求める

昨年の京都府最低賃金の決定以来、毎月のように再改定を求めてきました。物価の急騰が労働者の生活を圧迫しているからです。電気・ガス料金の負担が暖房代を節約するために寒さに凍える冬を過ぎ、今はエアコン代の節約のために熱中症の危険にさらされています。命に係わる問題です。

最低賃金の決定に当たって元となる資料と決定の時期のタイムラグは大きく、最低賃金が引き上げられても物価高騰に追いついていないのが現実です。ドイツやフランスなどでは物価上昇にあわせた最低賃金の見直しがされています。日本では長らく物価上昇が抑えられてきましたが、今後の事を考えると物価の上昇に合わせた最低賃金引き上げの仕組みが必要だと考えます。年に1回しか最低賃金の改定を行わないのでは最大で約1年半もの間、物価上昇との大きな差に苦しめられることになります。とりあえず、今年度については、今後の物価動向予測を踏まえ、また昨年の最低賃金引き上げと物価上昇の差を埋め合わせるために消費者物価の基礎的支出を超える大幅な引き上げを求めます。

昨年度の中央最低賃金審議会の目安にあたって、公益委員見解が発表されました。その中で、地方審議会への期待として「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」と述べられていますが、この点について京都の審議会ではどのような議論・検討が行われたのか、議事要旨からはうかがい知ることができません。何らかの方法で明らかにしていただきたいと思えます。

4. 審議の全面公開と議事録の早期（1週間程度）公開を求める。

最低賃金に関する関心はますます高まっています。審議会の全面公開をすることで、多くの人が審議の内容を知り、最低賃金の意義を理解し、意見を持つことができます。議事録も「要旨」ではなく、中央審議会で開催しているような詳細な議事録の公開が必要です。平日昼間、仕事を休んで審議会の傍聴ができない労働者も、ネット上で議事録を読むことはできます。最低賃金の決定過程を一部の閉ざされた委員の議論でなく、その影響を大きく受ける労働者に広く公開すべきです。また、意見書などを提出するにも、議事録を見ないで意見表明することは困難を伴います。事務局の大きな負担になるかも知れませんが、審議の公開と詳細な議事録を1週間程度で公開するように強く求めます。

5. 「労働者とその家族の必要」を満たす水準を実現するよう求める。

資源・環境問題で「持続可能性」がよく言われますが、労働に注目すれば、現在の最低賃金は「持続可能」とは言えない水準です。賃金は今働いている労働者の必要を満たせば良いというものではありません。将来世代の労働者を生み、育てることができなければ「持続可能」とは言えないでしょう。現在の最低賃金の水準ではILOのいう「労働者とその家族の必要」には到底届きません。最低賃金を早期に1500円以上とすることを求めます。

6. 答申の判断材料に国際的な水準を加えることを求める。

観光都市京都でもインバウンドの増加が目立ちます。多くの外国人観光客は「日本は安い」と感じているようです。

一方、外国からの出稼ぎ労働者の中では日本は賃金が低すぎて日本で働くことを希望する人が減っています。技能実習制度の改変等もありましたが、より貧しい国にシフトしているようです。国際化時代と言われグローバルイゼーションと言われて数十年がたちますが、人やモノ、情報がボーダレスになっている中で、日本の最低賃金はOECD諸国の中でも下位にあり、取り残されているのが実情です。

最低賃金の改定を審議する際に、国際比較も重要な要素として検討すべきです。

まとめにかえて

以上の通り1～6まで述べてきましたが、これらを実現するために中小企業支援の強力な政策が必要だと思えます。

消費者物価指数以上に企業の物価指数は上がり続けていることは理解しています。原材料費、物流コスト、エネルギーコストに加えて円安が大きな打撃にもなっていることは、今春闘の交渉の中でもいやというほど聞かされてきました。

中小企業における賃金引き上げ交渉は本当に苦戦してきました。物価高倒産や人手不足倒産の危機感も深まっています。

このような状況だからこそ、最低賃金の大幅引き上げは「できない」ではなく「こうすればできる」という解決方法の発信が重要だと思えます。

いま、それをやらなければ、支払い能力の弱い中小零細企業には優秀な人材が集まらず、それどころか慢性的な人手不足とその結果の過重労働によってますます労働者が逃散する結果を招くでしょう。

貧困に苦しむ多くの労働者の存在を直視し、「貧困をなくす」ことを社会的な合意としなければ、社会の荒廃がどんどん進みます。

「普通に働いて普通の人間らしい暮らし、持続可能な生活が営める」この当たり前の社会を実現するために最低賃金制度の果たしうる役割は極めて大きいと考えます。

以上

京都労働局長 殿

京都府地方最低賃金審議会 殿

最低賃金「全国どこでも1500円」の早期実現を求める署名

179筆

2023年5月15日 提出

ユニオンネットワーク・京都

(連絡先) 京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシヤス梅垣ビル 1F

TEL 075-691-6191



京都労働局長 殿

京都府地方最低賃金審議会 殿

最低賃金「全国どこでも1500円」の早期実現を求める署名

第2回提出分

82筆

2023年7月4日 提出

ユニオンネットワーク・京都

(連絡先) 京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシャス梅垣ビル 1F

TEL 075-691-6191



京都労働局長 殿

京都府地方最低賃金審議会 殿

「最低賃金-全国どこでも1500円」の早期実現を求める署名**1. 最低賃金を時間額1500円以上とすること。**

現状の最低賃金は低すぎます。京都府の最低賃金968円で1日8時間、月21日(月168時間)働くと162,624円です。これでは憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」は実現されません。非正規雇用労働者が約4割にもなり、最低賃金に近い時給で働く人は増えています。月給制の正社員でも最低賃金に抵触する人がいます。最低賃金を1500円以上に引き上げるべきです。

2. 全国どこでも同じ最低賃金にすること。

郵便局やコンビニエンスストア、居酒屋チェーンなど全国どこにでもあって、アルバイトやパートタイマー労働者の時給を最低賃金を基準に設定している職場が少なくありません。同じ仕事をしていても、働く地域によって時給が大きく異なるのは“同一労働同一賃金”の原則から大きく逸脱しています。(東京都1072円、沖縄県など853円、その差は219円!)
全国どこでも同じ最低賃金にすべきです。

3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行すること

昨年10月に全国加重平均額31円(3.3%)の引上げが行われましたが、今年1月の消費者物価指数は4.3%の上昇、生活必需品などの基礎的支出項目では6.3%でした。低所得層ほど生活が苦しい状況が続いています。一刻も早く最低賃金の改定をするべきです。

4. 全国一律1500円を実現するための課題を明らかにすること。審議会の完全公開を。

先進国の中で日本だけがこの30年間で実質賃金が低下しています。最低賃金の大幅引き上げによる賃金の底上げが求められています。急激な賃金引き上げは企業経営に深刻な影響を及ぼすことが予想されますが、「だからできない」ではなく、「どうすれば実現できるのか」の発想で課題を明らかにすべきです。そのためにも最低賃金審議会を完全公開して、広く意見を集めることが重要です。

取り扱い団体 ()

ユニオンネットワーク・京都

(連絡先) 京都市南区東九条上御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F TEL 075-691-6191

集約締め切り: 2023年5月10日

京都労働局長 様

2023年7月20日

最低賃金1,500円への引き上げと 中小企業支援策の抜本改善を求める請願

(請願事項)

1. 京都府最低賃金を時間額1,500円にすること。
2. 最低賃金引き上げを前提とした中小企業支援について、賃上げを実施したすべての企業が直接的な助成を受けられる制度となるよう、抜本的な制度改善と大幅な予算増額を行なうことを本省に上申すること。

10,517筆



京都地方労働組合総評議会(京都総評)

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 5階 電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

最低賃金 1,500 円以上への引き上げと

中小企業支援策の抜本改革を求める

請願署名

436 筆



最低賃金1,500円以上への引き上げと 中小企業支援策の抜本改善を求める請願

京都労働局長 様

2023年 月 日

【請願趣旨】

日本はこの20数年間、OECD諸国が賃金を上げていく中でも、賃金が下がる国となっています。1997年と2021年の実質賃金の比較で、韓国161.7%、スウェーデン140.8%、イギリス134.8%、フランス130.7%、アメリカ122.7%と賃金が上がっているのに対し、日本は90.1%と1割も下がっています。平均賃金も年間約423万円と、OECD加盟35か国中の22位にまで順位を下げています。

加えて、この間の急激な物価高騰で暮らしは深刻な危機に瀕しています。今こそ、最低賃金の大幅な引き上げを行い、個人消費の拡大を通じた経済再建が求められています。

京都総評が発表した最低生計費試算調査で、20代の若者が京都で一人暮らしをしながら「普通に暮らす」ためには、生活費として月額24万円以上、時間額1,600円以上が必要であることが明らかになりました。

しかし、今の京都府最低賃金は時間額968円です。これでは、月収16万円・年収200万円程度（月173.8時間で換算）にしかならず、現行の最低賃金では、到底“普通”に暮らすことはできません。今こそ、誰でも、どこでも時間額1,500円以上にすることが求められています。

最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対して賃金引き上げの環境整備として、生産性を要件としない助成金制度や社会保険料の事業主負担の軽減などの抜本的支援策を至急講じることや予算の大幅増額が不可欠です。

以上の趣旨により、下記事項の実現にご尽力いただくよう請願いたします。

【請願事項】

1. 京都府最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金引き上げを前提とした中小企業支援について、賃上げを実施したすべての企業が直接的な助成を受けられる制度となるよう、抜本的な制度改善と大幅な予算増額を行なうことを本省に上申すること。

※ご記入いただいた個人情報は、請願目的以外には使用しません。

[取扱団体] 【

】

「物価高騰」に負けないために



2022年12月消費者物価指数(前年比)

最低賃金 1,500円以上を!



長期化するコロナ禍に加え41年ぶりの「物価高騰」が私たちの暮らしを直撃。コロナ禍でも賃上げがすすむ欧米や韓国と、賃金が下がり続けている日本との違いは、ストライキを含むダイナミックなたたかいと、署名などによる世論づくり。最低賃金と生計費(「普通に暮らす」に必要なお金)の大きな差が、暮らしを破壊しています。物価高騰の今こそ全国一律、最賃1,500円以上の実現はまったなしです。

最低賃金引き上げの署名(裏面)にご協力ください。

FAXで送っていただいても結構です。

京都総評

(京都地方労働組合総評議会)

京都市中京区壬生仙念町30-2
ラポール京都5階
TEL ● 075-801-2308
FAX ● 075-812-4149
E-mail ● sohyo@labor.or.jp

Web署名も実施中!



京都総評 YouTube

20代

京都で「普通に」一人暮らしをするには

月24万円 時給1,600円以上必要



「リアル」な現実

京都の最賃968円
1日8時間、月22日
170,368円!

働いても
7.5万円
足りない!!

ぜいたくしなくても、
これだけ必要!

「普通の暮らし」にはお金が足りないから、みんなが何かをガマンしている。しかし、7割の人がしていること・持っているものは、ガマンなくていいなら「したい」「ほしい」。そんな、けっしてぜいたくでない、どちらかといえば質素な「あるべき」「普通の暮らし」に必要な金額を積み上げました。
京都総評2019年最低生計費試算調査より

あるべき「普通の暮らし」にかかる額

生計費結果 20代単身世帯/男性	
居住面積(賃貸)	25㎡
A 消費支出(1~10)	178,390
1 食費	44,441
2 住居費	41,667
3 光熱・水道	7,419
4 家具・家事用品	3,836
5 被服・履物	5,921
6 保健医療	1,137
7 交通・通信	18,612
8 教育	0
9 教養娯楽	27,510
10 その他	27,847
B 非消費支出	49,595
C 予備費	17,800
最低生計費(税抜き) A+C	196,190
D 同上(税込み) A+B+C	245,785
同上(税込み) D×12	2,949,420

駅から
自転車で15分の
古い1Kマンション。
本当は
オートロックの部屋に
住みたいなあ...

仕事に
着ていくスーツは
18,800円で2着。
4年間着るので
1カ月あたり
783円。

カットやパーマは
3カ月に1回。
1回8,000円だから、
月に2,667円。

たまには友だちと
ショッピングしたり、
デートもしたいよね
(月8,000円計上)。

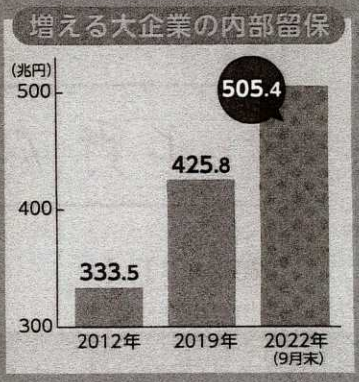
自転車は
10,800円のを2年乗る。
月に450円。
車なんて、
とてもとても...

「賃上げ必要」(岸田首相) と言うのなら 政治の責任で 賃上げの環境整備を行え!

「持続的に賃金が上がる『構造』を作り上げる」「物価上昇を超える賃上げが必要」(第211回通常国会・岸田首相の所信表明演説) と言うのなら、大企業の横暴規制と中小企業支援を、政府の責任で行うことが不可欠です。

大企業の「内部留保」の還元で 最賃UP、中小企業の支援を!

大企業の内部留保は2022年9月時点で505.4兆円と、この10年で1.5倍に。一方で、下がり続ける実質賃金。今こそ賃上げや社会保障のために、大企業の内部留保を還元すべきです。



35 グラフ: 資本金10億円以上の大企業。財務省資料から